

地方独立行政法人那覇市立病院職員特殊勤務手当規程

平成 20 年 4 月 1 日

規 程 第 8 号

- 改正 平成 20 年 5 月 1 日施行
- 改正 平成 21 年 1 月 1 日施行
- 改正 平成 21 年 5 月 1 日施行
- 改正 平成 21 年 5 月 13 日施行
- 改正 平成 22 年 4 月 1 日施行
- 改正 平成 22 年 4 月 28 日施行
- 改正 平成 23 年 2 月 1 日施行
- 改正 平成 23 年 6 月 1 日施行
- 改正 平成 24 年 4 月 1 日施行
- 改正 平成 24 年 9 月 1 日施行
- 改正 平成 25 年 4 月 1 日施行
- 改正 平成 25 年 10 月 1 日施行
- 改正 平成 26 年 4 月 1 日施行
- 改正 平成 28 年 5 月 1 日施行
- 改正 平成 28 年 9 月 1 日施行
- 改正 平成 29 年 4 月 1 日施行
- 改正 平成 29 年 9 月 1 日施行
- 改正 平成 29 年 10 月 1 日施行
- 改正 平成 30 年 1 月 1 日施行
- 改正 平成 30 年 6 月 1 日施行
- 改正 平成 30 年 10 月 31 日施行
- 改正 平成 31 年 4 月 1 日施行
- 改正 令和 2 年 9 月 30 日施行
- 改正 令和 2 年 12 月 23 日施行
- 改正 令和 3 年 7 月 28 日施行
- 改正 令和 4 年 3 月 2 日施行
- 改正 令和 4 年 4 月 1 日施行
- 改正 令和 4 年 10 月 1 日施行
- 改正 令和 5 年 5 月 8 日施行
- 改正 令和 5 年 10 月 25 日施行

改正 令和 5 年 11 月 22 日施行
改正 令和 6 年 6 月 1 日施行
改正 令和 6 年 10 月 23 日施行
改正 令和 7 年 10 月 1 日施行
改正 令和 8 年 4 月 1 日施行

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人那覇市立病院職員給与規程（以下「給与規程」という。）に基づき、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 医師手当
- (2) 資格手当
- (3) 夜間業務手当（労働基準法第 37 条に規定された深夜の割増賃金の
上乗せ分）
- (4) 夜間看護手当（労働基準法第 37 条に規定された深夜の割増賃金の
上乗せ分）
- (5) オンコール業務手当
- (6) 急病センター業務手当
- (7) 手術室業務手当
- (8) 削除
- (9) 助産業務手当
- (10) 解剖補助手当
- (11) 削除
- (12) 災害応急作業等手当
- (13) 放射線取扱主任者手当
- (14) 薬剤師手当
- (15) 感染症看護等手当
- (16) 分娩手当
- (17) 新生児医療担当医手当
- (18) 救急勤務医手当

- (19) 産業医手当
- (20) 専従業務手当
- (21) 放射線治療専門医手当
- (22) 夜間看護補助員手当（労働基準法第37条に規定された深夜の割増賃金の上乗せ分）
- (23) 診療応援手当
- (24) 新型コロナウイルス感染症従事手当
- (25) 新型コロナウイルス感染症検体取扱従事手当
- (26) 新型コロナウイルスワクチン集団接種医師業務従事手当
- (27) 緊急対応医手当
- (28) ヘリコプター等添乗医師手当

(医師手当)

第3条 医師手当は、医師又は歯科医師である職員(以下「医師」という。)が医療業務等に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、1月につき2万5,000円とする。
- 3 副院長は、前項の規定による額に、1月につき、19万5,000円を加算する。
- 4 理事長が定める診療科の統括及び管理等の業務に従事するものは、第2項の規定による額に、1月につき1万円を加算し、役職を兼務する場合はそれぞれに加算する。ただし、前項の適用を受ける者を除く。
- 5 次に掲げる業務に専ら従事する科長、科部長及び総括科部長は、第2項の規定による額に、1月につき、それぞれ次に掲げる額を加算する。
 - (1) 病理学的検査の業務 10万円
 - (2) 放射線診療又は麻酔の業務 5万円
 - (3) 心臓血管外科の業務 10万円
- 6 前4項の規定にかかわらず、手当の支給を受ける者がその勤務しない日(理事長が定める日を除く。)があるときは、その日数を控除した日割計算によりこれを支給する。ただし、1月の所定勤務日数の5割以上勤務したとき、又は理事長が日割計算することが適当でないとき、これを全額支給する。
- 7 前項の所定勤務日数は、その月の現日数から休日、祝日及び祝日に代

わる日の日数を差し引いたものとする。

(資格手当)

第4条 次の各号のいずれかに該当する資格を有し、実際の業務に活用している職員（医師及び歯科医師を除く。）に対して、理事長が資格の要否を決定する。

- (1) その資格が、診療報酬上反映されるもの。
- (2) その資格がなければ、業務の運営が成立しないもの。
- (3) その資格を有することにより、何らかの収入が見込めるもの。
- (4) その資格を有する者の採用が困難であると理事長が認めるもの。

2 前項の資格手当の支給については、前条第6項及び第7項の規定を準用する。

(夜間業務手当)

第5条 夜間業務手当は、給与規程別表第2医療技術職給料表(1)及び別表第3医療技術職給料表(2)の適用を受ける職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。)において行われる業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 深夜における勤務時間が6時間以上である場合 8,400円
- (2) 深夜における勤務時間が4時間以上6時間未満 4,500円
- (3) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満 3,900円
- (4) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,700円

(夜間看護手当)

第6条 夜間看護手当は、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)が、正規の勤務時間による勤務の一部が深夜において行われる看護の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 深夜における勤務時間が6時間以上である場合 8,400円
- (2) 深夜における勤務時間が4時間以上6時間未満 4,500円

- (3) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満 3,900円
- (4) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,700円

(オンコール業務手当)

第7条 オンコール業務手当は、次に掲げる場合に応じ、1回につき当該各号に定める額を支給する。

- (1) 給与規程別表第1から別表第7までの適用を受ける職員のうち理事長が定めるものが、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し理事長が定める特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき 1,620円
- (2) 給与規程別表第2から別表第7までの適用を受ける職員のうち前号の理事長が定めるものが、正規の勤務時間以外の時間において、当番表に基づき待機したとき 1,000円

2 前項各号の併給はしない。

(急病センター業務手当)

第8条 急病センター業務手当は、看護師等が急病センターにおける業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき500円とする。
- 3 前2項の急病センター業務手当の支給については、第6条第2項第1号に該当する場合は、2日間業務に従事したものとみなす。

(手術室業務手当)

第9条 手術室業務手当は、看護師等が手術室における業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき500円とする。

(集中治療室業務手当)

第10条 削除

(助産業務手当)

第11条 助産業務手当は、助産師が産婦人科病棟で助産業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき500円とする。
- 3 前2項の助産業務手当の支給については、第8条第3項の規定を準用する。

(解剖補助手当)

第12条 解剖補助手当は、臨床検査技師が解剖補助の作業に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、作業1回につき3,000円とする。

(診療用具洗浄手当)

第13条 削除

(災害応急作業等手当)

第14条 災害応急作業等手当は、職員が台風休暇の時間帯(異常な自然現象による危険性等を考慮して職員に与える有給の休暇のうち、台風の来襲等による事故発生防止のための措置に基づくものの対象となる時間帯及び理事長がこれに準ずるものとして認める時間帯をいう。)において行われる病院の業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事したときに、従事した日1日につき1,000円とする。

(放射線取扱主任者手当)

第15条 放射線取扱主任者手当は、放射線取扱主任者に選任され、その職務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、1月につき5,000円とする。
- 3 前2項の資格手当の支給については、第3条第6項及び第7項の規定を準用する。

(薬剤師手当)

第16条 薬剤師手当は、薬剤師である職員が薬剤業務等に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、次のとおりとする。

職務の級	支給額
2 級	22,100円
3 級	11,100円
4 級	5,600円
5 級	2,800円
6 級	1,400円

- 3 前2項の薬剤師手当の支給については、第3条第6項及び第7項の規定を準用する。

(感染症看護等手当)

第17条 感染症看護等手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに理事長がこれらに相当すると認める感染症（以下「感染症」という。）の患者を入院させるための感染症病棟又は感染症病室等に配置されている職員が理事長の定める感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業等に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき290円とする。

(分娩手当)

第18条 分娩手当は、産科医である職員が分娩業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、1件の分娩業務に従事した産科医数(フルタイム職員を含む。)に応じ、1子（死産を含む。）につき次のとおりとする。

産科医数	1人	2人	3人以上
手当額	10,000円	5,000円	3,500円

(新生児医療担当医手当)

第19条 新生児医療担当医手当は、小児科医である職員がNICUへ入院する新生児を担当したときに、初日のみ支給する。

- 2 前項の手当の額は、新生児1子につき、担当した小児科医数（フルタイム職員を含む。）に応じ、次のとおりとする。

小児科医数	1 人	2 人
手当額	10,000 円	5,000 円

(救急勤務医手当)

第20条 救急勤務医手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- (1) 次の表の時間内で、急病センター当直医が4時間以上救急業務に従事した場合に支給する。

夜間勤務（午後 6 時から翌日午前 8 時）	13,000 円
休日勤務（土日、祝日の午前 8 時から午後 6 時まで）	10,000 円

- (2) 次の表の時間内で救急外来受け後に緊急手術を行った医師に対し、従事した時間数に関わらず手術一件毎に支給する。

夜間勤務（午後 6 時から翌日午前 8 時）	10,000 円
休日勤務（土日、祝日の午前 8 時から午後 6 時まで）	7,000 円

- (3) 前号の時間帯に急病センターからの依頼で、患者の入院受入業務を完了した病棟当直医に対し、患者1名につき3,000円を支給する。

2 救急勤務医手当の併給については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) オンコール業務手当とは併給しない。
- (2) 前項2号と3号は併給する。
- (3) 前項3号と分娩手当は併給する。
- (4) その他、併給の可否については理事長が定める。

(産業医手当)

第 21 条 産業医手当は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 13 条の定めにより選任された、産業医たる職員が職員の健康管理等業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は 1 月につき 10,000 円とする。
- 3 前 2 項の産業医手当の支給については、第 3 条第 6 項及び第 7 項の規定を準用する。

(専従業務手当)

第 22 条 専従業務手当は、次の各号のいずれにも該当する職員に支給する。

- (1) 理事長が認める資格を有すること。
 - (2) 理事長が認める専従が必須とされる業務に従事すること。
- 2 前項の手当の額は、次のとおりとする。

職務の級	支給額
2・3・4級	5,000円

- 3 前2項の専従業務手当の支給については、第3条第6項及び第7項の規定を準用する。

(放射線治療専門医手当)

第23条 放射線治療専門医手当は、理事長が定める放射線治療専門医がその職務に従事した時に支給する。

- 2 前項の手当の額は1月につき10万円とする。
- 3 前2項の放射線治療専門医手当の支給については第3条第6項及び第7項の規定を準用する。

(夜間看護補助員手当)

第24条 夜間看護補助員手当は看護補助員が、正規の勤務時間による勤務の一部が深夜において行われる看護補助の業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 深夜における勤務時間が6時間以上である場合 6,200円
 - (2) 深夜における勤務時間が4時間以上6時間未満 3,300円
 - (3) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満 2,900円
 - (4) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,000円

(診療応援手当)

第25条 診療応援手当は、正規の勤務時間内において、医師及び歯科医師が法人の登録医等からの依頼、又は那覇市医師会の医業支援事業に基づく依頼によって他の病院、クリニックの医療業務（以下「診療応援」という。）に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、従事した月の1時間につき3,000円を支給する。
- 3 前2項の支給の対象となる時間数は診療応援に従事した月の合計によ

るものとし、当該時間数の合計に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。

(新型コロナウイルス感染症従事手当)

第26条 新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第114号。以下「感染症法」という。）第六条第7項第三号又は第四号に規定するものをいう。）の病原体に汚染され、若しくは汚染されている恐れがある医療現場等において、職員が新型コロナウイルス感染症から患者の生命及び健康を保護するために、理事長が定める業務に従事したときに支給する。この場合において、第16条は適用しない。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、3,000円を超えない範囲内において、理事長が定める。

(新型コロナウイルス感染症検体取扱従事手当)

第27条 新型コロナウイルス感染症（感染症法第六条第7項第三号又は第四号に規定するものをいう。）の病原体（臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われた者の病原体を含む。）の検体を取り扱う業務に、感染予防に必要な個人防護具を着用し、専ら従事した検査技師に支給する。

2 前項の手当の額は、第17条を準用する。

(新型コロナウイルスワクチン集団接種医師業務従事手当)

第28条 新型コロナウイルスワクチン集団接種医師業務従事手当は、医師が那覇市と地方独立行政法人那覇市立病院が委託契約を交わした新型コロナウイルスワクチン集団接種医師業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、従事した月の1時間につき5,000円を支給する。

3 前2項の支給の対象となる時間数は、新型コロナウイルスワクチン集団接種医師業務従事に従事した月の合計によるものとし、当該時間数の合計に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。

(緊急対応医手当)

第29条 緊急対応医手当は、処置の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1の施設基準に係る届出又は手術の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1の施設基準に係る届出をしている診療科において、次の表の時間内で、救急外来受け付けを通さずに、緊急手術又は医科診療報酬点数表で1,000点以上となる処置（以下、「手術等」という。）を行った医師及び、麻酔科医に対し、従事した時間数に関わらず手術一件毎に支給する。

夜間勤務（午後 6 時から翌日午前 8 時）	10,000 円
休日勤務（土日、祝日の午前 8 時から午後 6 時まで）	7,000 円

2 緊急対応医手当の併給については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) オンコール業務手当とは併給しない。
- (2) 第19条第2号で定める救急勤務医手当とは併給しない。
- (3) その他、併給の可否については理事長が定める。

（ヘリコプター等添乗医師手当）

第30条 ヘリコプター等添乗医師手当は、沖縄県と沖縄県離島振興協議会の連携により実施される「ヘリコプター等添乗医師等確保事業」の当番医師へ支給する。

2 前項の手当の支給額は、添乗結果に応じ次に掲げる金額に当番日数を乗じた額とする。なお、当番が日勤又は夜勤の場合は、添乗結果に応じた手当額の2分の1とする。

添乗結果	手当額
ヘリコプター等に搭乗し、目的地へ到着	50,000円
ヘリコプター等に搭乗後、目的地に到着せず引き返した	40,000円
ヘリコプター等に搭乗せず、引き返した	10,000円
添乗依頼がなかった	5,000円

付 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 21 年 5 月 13 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、改正後の地方独立行政法人那覇市立病院職員特殊勤務手当規程第 5 条、第 6 条、第 8 条及び第 10 条の規定は、平成 22 年 3 月 31 日から適用する。

付 則

この規程は、平成 22 年 4 月 28 日から施行し、改正後の規程は平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この規程は、平成 23 年 2 月 1 日から施行し、改正後の規程は平成 23 年 1 月 1 日から適用する。

付 則

この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行し、改正後の規程は平成 23 年 5 月 1 日から適用する。

付 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日より適用する。

付 則

この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行し、平成 28 年 8 月 1 日より適用する。

付 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行し、平成 29 年 8 月 1 日から適用する。

付 則

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 30 年 10 月 31 日から施行し、平成 30 年 10 月 1 日から適用する。

付 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 2 年 9 月 30 日から施行し、令和 2 年 3 月 24 日から適用する。

付 則

この規程は、令和 2 年 12 月 23 日から施行し、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。

付 則

この規程は、令和 3 年 7 月 28 日から施行し、令和 3 年 7 月 1 日から適用する。

付 則

- 1 この規程中第28条の規定は、令和4年3月2日から施行し、令和4年2月1日から令和4年9月30日までの間において適用する。
- 2 令和4年4月1日から令和4年9月30日までの間、第21条第2項中「5,000円」とあるのは、「10,000円」とする。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 令和4年10月1日から本院が看護職員処遇改善評価料の施設基準の届出をしている間、第21条第2項中「5,000円」とあるのは、「10,000円」とする。

付 則

この規程は、令和5年5月8日から施行し、令和3年2月13日から適用する。

付 則

この規程は、令和 5 年 10 月 25 日から施行し、令和 5 年 10 月 1 日から適用する。

付 則

この規程は、令和 5 年 11 月 22 日から施行し、令和 5 年 10 月 1 日から適用する。

付 則

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この規程は、令和 6 年 10 月 23 日から施行し、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。

付 則

この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までの期間における夜間業務手当及び夜間看護手当の額については、第 5 条第 2 項及び第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 深夜における勤務時間が 6 時間以上である場合 9,400 円
 - (2) 深夜における勤務時間が 4 時間以上 6 時間未満 5,000 円
 - (3) 深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満 4,400 円
 - (4) 深夜における勤務時間が 2 時間未満である場合 3,200 円
- 3 令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までの期間における夜間看護補助員手当の額については、第 24 条第 2 項の規定にかかわらず、次の

各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 深夜における勤務時間が 6 時間以上である場合 7,200 円
- (2) 深夜における勤務時間が 4 時間以上 6 時間未満 3,800 円
- (3) 深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満 3,400 円
- (4) 深夜における勤務時間が 2 時間未満である場合 2,500 円

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。